



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年2月23日火曜日 第2750号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）.....89  
 指定自立支援医療機関の名称の変更.....（ " ）.....89  
 農用地利用配分計画の認可.....（農産園芸課担い手・農地保全対策室）.....89  
 解除予定保安林.....（森林整備課）.....90  
 指定居宅サービス事業の廃止.....（中予地方局地域福祉課）.....90  
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）.....90  
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）.....91  
 指定道路の指定.....（ " ）.....91  
 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）.....91  
 道路の供用開始（県道長月城辺線）.....（南予地方局愛南土木事務所）.....91  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜支局環境保全課）.....91

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）.....96  
 県立学校校内LAN用端末機器等の借入れ.....（高校教育課）.....96

### 公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）.....97

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年2月23日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
きずな薬局	松山市千舟町三丁目1番地4チソクビル3階南室	株式会社YOUKOU	精神通院医療（薬局）	平成28年2月1日

#### ○愛媛県告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年2月23日

愛媛県知事 中村時広

変 更 前		変 更 後		変更年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
訪問看護ステーションさくら	松山市生石町665番地オフィスフライブルグ201号室	訪問看護ステーションボラリス	松山市枝松5丁目6番48号第3井上ビル1F東号室	平成28年1月15日

#### ○愛媛県告示第180号

平成28年1月18日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁

業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1

項の規定に基づき認可した。

平成28年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
濱 中 寿 也	愛媛県松山市神浦1834番地	愛媛県松山市神浦2908番ほか1筆	2,351
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	愛媛県松山市八反地甲998番1ほか18筆	9,983
越 智 祐 二 郎	愛媛県西条市飯岡824番地	愛媛県西条市飯岡字久保646番1	1,864
越 智 文 雄	愛媛県西条市飯岡1849番地1	愛媛県西条市飯岡字申塚1903番1ほか1筆	2,544
越 智 壽 昭	愛媛県西条市飯岡2273番地	愛媛県西条市飯岡字桶井1004番1ほか3筆	3,865
高 橋 千 尋	愛媛県西条市飯岡1200番地1	愛媛県西条市飯岡字鳥居前311番	1,440
中 村 茂	愛媛県西条市北条1701番地2	愛媛県西条市北条1684番ほか1筆	3,868
農事組合法人増穂生産組合	愛媛県宇和島市津島町増穂丙472番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1289番1ほか33筆	51,093
内 山 均	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1535番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙263番1ほか3筆	10,335
中 村 壽 夫	愛媛県宇和島市津島町増穂丙180番地3	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1458番1ほか7筆	6,905
池 田 定 彦	愛媛県宇和島市津島町増穂丙310番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙76番1ほか6筆	4,275
池 田 岳 史	愛媛県宇和島市津島町増穂丙107番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙103番1ほか5筆	7,247
菊 地 和 男	愛媛県宇和島市津島町増穂乙707番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1715番1ほか21筆	20,502
谷 口 貴	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1595番地7	愛媛県宇和島市津島町増穂乙181番1ほか7筆	6,181
三 曳 友 幸	愛媛県宇和島市津島町増穂丙785番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1720番1ほか8筆	11,688

株式会社山口園芸	愛媛県宇和島市津島町山財4925番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1603番3ほか1筆	2,668
西 田 知 史	愛媛県宇和島市津島町増穂丙783番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1583番1ほか9筆	10,570
松 田 健 二	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1568番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂乙1100番ほか8筆	9,777
山 村 武	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1387番地4	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1246番1ほか6筆	6,830
梶 原 春 榮	愛媛県宇和島市津島町増穂丙635番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1323番1ほか15筆	13,339
山 本 豊	愛媛県宇和島市津島町増穂乙990番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂乙515番ほか2筆	2,455
池 田 満 明	愛媛県宇和島市津島町増穂丙295番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙114番1ほか2筆	2,545
山 下 文 隆	愛媛県宇和島市津島町増穂乙543番地	愛媛県宇和島市津島町増穂乙518番ほか2筆	2,928
川 田 秀 利	愛媛県宇和島市保田甲333番地43	愛媛県宇和島市津島町槇川2136番1ほか3筆	4,512

2 認可年月日

平成28年 2月15日

○愛媛県告示第181号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町脇本453の3、739の3、739の4、739の5
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 2月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人ミュゲの会	ヘルパーステーション みゆげ	愛媛県東温市見奈良811番地1シニアライフセンター みゆげ	訪問介護	平成28年 1月 1日

○愛媛県告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 2月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人ミュゲの会	ヘルパーステーション みゆげ	愛媛県東温市見奈良811番地1 シニア ライフセンター みゆげ	介護予防訪問介護	平成28年 1月 1日

○愛媛県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第46号 平成28年 2月12日	東温市西岡字木原甲78番1、甲78番4及び甲79番6	松山市東石井五丁目11番3号 はなまる宅建株式会社

○愛媛県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第47号 平成28年 2月12日	東温市北方字高曽根甲668番3	東温市北方668番地3 瀧 澤 美 知 子

○愛媛県告示第186号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 2月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成28年 2月 9日
- 3 指定道路の位置

伊予市米湊字西窪930番 1

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 17.43メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 2月23日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長月城辺線	南宇和郡愛南町御荘長月990番 1	平成28年 2月23日

○愛媛県告示第189号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び西予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 2月23日

愛媛県八幡浜保健所長 河 野 英 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社 宇和島海道  
愛媛県宇和島市寄松甲1385番地  
代表取締役 玉留 一

2 事業場の名称及び所在地

宇和島海道 明浜工場  
愛媛県西予市明浜町渡江

3 特定施設に関する事項

(1) No.1 (A-1 灌流台)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第3号 水産食品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設	
特定施設の能力	430尾/時	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	7時~17時 間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	4~6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
		通常 29.9 最大 29.9

(2) No.2 (A-2 魚鉈機)

特定施設の種類	政令別表第1第3号 水産食品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設
特定施設の能力	1,200尾/時

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時~7時、15時~19時 連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 120
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.2	

(3) No.3 (A-4 プレス式ヘッドカッター)

特定施設の種類	政令別表第1第3号 水産食品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設	
特定施設の能力	20~60尾/分	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時~19時 連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 180 最大 200
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 40
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 80 最大 100
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.1 最大 0.2

(4) No.4 (A-6 立体型万能ウロコ取機)

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 水産食品製造業 の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設	
特定施設の能力	ハマチ:900~1,200尾/時	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時~19時 連 続	
特定施設の1日当たりの使用 時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動 の概要	なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 120 最大 140
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 28
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2.8 最大 3.2
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 12 最大 18

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20.3 最大 31.8
----------------------------	--------------------

(5) No.5 (A-7 冷却殺菌槽)

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 水産食品製造業 の用に供する施設 ロ 洗浄施設	
特定施設の能力	海水最大容量 4,275トン	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時~19時 連 続	
特定施設の1日当たりの使用 時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動 の概要	なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 150 最大 180
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 70
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 28
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 30
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.0 最大 5.0

(6) No.6 (A-8 ハマチ、カンパチ三枚卸機)

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 水産食品製造業 の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設	
特定施設の能力	20~25尾/分	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時~19時 連 続	

特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 180
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3.6 最大 6.0	

(7) No.7 (A-9 タイ三枚卸機)

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 水産食品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設	
特定施設の能力	25尾/分	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時~7時、15時~19時 連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3.4 最大 5.5	

	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1.2 最大 3.6

(8) No.8 (A-11 魚類皮剥ぎ機)

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 水産食品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設	
特定施設の能力	20~40フィレー/分	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時~7時、15時~19時 連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3.4 最大 5.5	

(9) No.9・10 (A-13・A-14 オゾン殺菌槽)

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 水産食品製造業の用に供する施設 ロ 洗浄施設
特定施設の能力	約190リットル(1槽あたり)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工6ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	3時～19時 連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 300
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4.8 最大 6.0	

備考 汚水等の量は1台あたりの量。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) A 産業系排水処理施設

工事着手予定年月日	許可後直ちに
工事完成予定年月日	着工6ヶ月後
使用開始予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	排水処理施設
処理施設の型式	オイルバクターシステム
処理施設の構造	コンクリート製
処理施設の主要寸法	奥行 17.0メートル 幅 8.7メートル 高さ 5.9メートル
処理施設の能力	194.4立方メートル/日
汚水等の処理の方式	初期生物処理+接触ばつ気処理+活性汚泥処理+沈殿・生物ろ過処理

処理施設の使用時間間隔	0時～24時 連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 130 最大 160	通常 6.6 最大 8.1
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 26 最大 35	通常 11 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 17 最大 21	通常 8.1 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.3 最大 3.0	通常 0.77 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 54 最大 71	通常 3.7 最大 4.9
	通常 150 最大 194.4	通常 150 最大 194.4	

備考 特定施設以外の排水をあわせて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 排水口 A

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.0 最大 8.6
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.3 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.78 最大 1.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 5.5

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 152.5 最大 199.4
----------------------------	----------------------

備考 排水口Aからは産業系排水処理施設及び生活排水処理施設からの排水を排出する。

- (2) 排水口B～F  
排水口B～Fは雨水専用排水口である。

## 公 告

### ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 2月10日	特定非営利活動法人 えひめ心のつばさ	大 野 まつみ	松山市余戸南3丁目3番39号	この法人は、いじめや心の悩みで学校に行けなくなった子ども達や引きこもりの青年などに対して、心のケアや指導を専門的に行い、再び学校や職場（社会）復帰するまで支援する事業を行い、地域社会における青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 2月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 入札に付する事項

- 件名  
県立学校校内LAN用端末機器等の借入れ
- 借入物品名及び数量  
校内LAN端末機器等一式（サーバー66台、パーソナルコンピュータ1881台、プリンタ603台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- 借入物品の内容等  
仕様書による。
- 借入期間  
平成28年7月1日から平成34年6月30日まで
- 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- 入札方法  
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
  - 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
  - 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- #### 3 入札書の提出場所等
- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2951
  - 入札書の受領期限  
平成28年4月4日（月）午後2時
  - 入札説明書の交付方法  
平成28年2月23日（火）から3月14日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付する。
  - 開札の日時及び場所  
平成28年4月4日（月）午後2時  
愛媛県庁本館2階総務部入札室
- #### 4 その他
- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
  - 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。



なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成28年 3月17日（木）午後 5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school LAN (Local Area Network), 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 4 April 2016

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 1 April 2016)

(3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2951

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第 1 号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成28年 2月23日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>					<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>				
名 称	区分	単 位	金 額	備 考	名 称	区分	単 位	金 額	備 考
省略					省略				
人工授精料	省略				人工授精料	省略			
ロボット支援腹腔鏡下直腸 悪性腫瘍手術		1 回	1,942,000円						
省略					省略				
注 省略					注 省略				

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。